

1. 日時：平成 29 年 9 月 19 日（火）19:00～21:30
2. 場所：埼玉県理学療法士会 上尾事務室
3. 出席理事：南本浩之、岡持利亘、細井俊希、水田宗達、渡邊雅恵、本宮光信、須藤京子、矢野秀典、田口孝之、阿久澤直樹、原田慎一、高宮尚之、大沼貴広
出席監事：前園徹、清宮清美
出席部長・委員長：西尾尚倫、柳田千絵、塚田陽一
出席部員：山崎大、清水恭兵、佐藤雅人、渋谷沙也果、小野田翔太（書記）
欠席理事：瀧上晃弘、杉浦恵介

《計画外審議》

【教育局】

『平成 30 年度理学療法士講習会助成事業募集について』

①審議事項

- ・平成 30 年度理学療法士講習会助成事業の実施について：個人での申し込み
- ・本事業の申請者募集については、メルマガ、士会 HP への掲載、養成校への郵送（事務費）

②決定事項

上記内容で承認

③審議経過

細井：昨年はホームページに掲載をして頂いた。前年度から継続して助成を受けた方には個別で今年度の案内を実施した。

清宮：もし赤字になった場合は士会が負担するのか。講師料等の税金の処理は士会が行っているが。

田口：申請の段階で士会として申請するが、申請後にこの事業として当てはまらなると却下された場合は、士会の事業としては却下されたと理解してよい。それでも個人でやるのであれば、申請までは士会の事業という位置づけでよいのでは。

清宮：基本的には士会で推薦したので、士会が事後対応するのは必要と考える。

田口：参加費や講師料などは規定で決まっているのか。

細井：マニュアルに規定が記載されている。

細井：会計報告は協会へは報告し、士会への報告はなかった。

清宮：過去に赤字の報告はない。

田口：申請までを士会にするのか。申請を受けたのであれば、最後まで対応するのか。

清宮：報告だけは受けるべきでは。税金処理は個人ではできないはず。

南本：会計報告は協会にすることになっているのか。

岡持：マニュアルでは赤字の場合、協会は補填しないと記載されている。士会も補填する必要はない。

岡持：個人でなく、士会が申請するのは良いのか。

矢野：士会も事業として申請するのは良いと思う。

渡邊：ポイントは協会主催になるから 20 ポイントになるのか。

細井：20 ポイントになる。

南本：せっかくなので有効活用していきましょう。

【学術局】

「学術局研究推進部業務マニュアル（共同研究事業学会発表費用を含む）」について

①審議事項

平成 27 年度より、賛助会員のアルケア株式会社と共同研究事業活動を研究推進部として実施してきたが、研究推進部業務マニュアルに賛助会員との共同研究事業に関する事項を今まで加筆されていなかった為、研究推進部業務マニュアルに賛助会員との共同研究事業に関する事項を追加し、事業における支出内容を明確にしたい。

②決定事項

再度マニュアルを見直し、追記事項を追加した上で再検討

③審議経過

南本：サイボウズ審議では学会の参加費や交通費はどうするかと議論になったがどうか。

渡邊：共同演者も全員なのか。万が一、筆頭演者が欠席した場合のみに、一部対応するのが良いのでは。会場が遠方であった場合など費用が嵩んで厳しいのでは。

田口：割り当てられる予算は賛助会員から得られた予算をどのように使うかということか。

矢野：おっしゃる通り。

田口：県士会会員の費用ではない為、使い方は柔軟に使用してもよいのではないかと。配布資料の①-④については良いと思う。あとはこの事業の目的として、研究に携わる若手育成という観点があるのであれば、予算の範囲に限ってはどうか。学会の発表を聞いたりすることも重要だと思う。賛助会員の方から頂いている予算である為、柔軟に考えても良いのではないかと。

矢野：アルケアさんからの予算と士会の予算を頂いている。年末の予算報告時に支出に内訳が書かれていなかった為、今後は詳細な内訳を記録していきたい。

細井：年度初めの予算案でどこの学会で何名発表するかを明示し、柔軟に使用していくべきでないか。

清宮：交通費は事前に予算立てすれば請求は可能。共同研究事業の為のお金というものを賛助会員と共同の為、士会からいくら出したといった別の予算立てをしないと不公平が生じてしまう。共同研究事業も士会の事業の 1 つではあるが、お金を頂いているという縛りを作るのであれば、士会としてもそこにいくらか出資をして、共同研究事業という別のものをつくらないと、支出の内容が違うというところの整合性はとれない。あるいは全て統一してしまうか。

矢野：今後も学会発表等が出てくるはず。⑤で参加費を削ってしまうというのが良いか。

田口：位置づけが明確でない。外部資金を頂いてそれを運用するのであれば、研究成果を報告するのは義務である。また、後輩の研究者の育成事業の 1 つでもある。その位置づけを明確にすべきではないか。

前園：まず賛助会員の規程の見直しが必要。賛助会員の規程の中に、共同研究でどこまで費用を出すのかなど明記するか。あるいは、寄付でもらったものとして扱って、事業進行の中で、賛助会員の扱いは賛助会員の規程に沿ってくるか。

清宮：現状は一般会計の中で、大項目を研究推進部の中に作るか、外に作るかということだが、共同研究事業という項目を作って、その予算を別立てするというように決めれば良いのではないか。あるいは、賛助会員の規程の中に共同研究事業の規程を作ることでも良いのではないか。規定が出来て、今の会計処理であれば問題ないのではないか。

細井：士会から5万円を出すのは妥当なのか。

岡持：審査をする会議などで5万円ほどは使用すると思うので必要と考える。

田口：30万円はあくまで研究計画の為の予算ではないか。

清宮：それなら別会計にすべき。

渡邊：日当、会議費、交通費などを5万円、残りの30万円は研究のみに使う。

矢野：分けるとすれば、資料の①は運営費、②-⑤は研究費とするか。

前園：現行で賛助会員の規程さえしっかりすれば良いのではないか。

田口：外部からの委託を含めた資金の為、研究する為の資金という認識している為、わざわざ理事会で確認する必要があるのか？一般会計であれば必要と思うが。

前園：県士会からの5万円を使用するのであれば必要である。

清宮：共同研究の規程を再検討すべき。

矢野：規定の試案をもうひとつ出してみる。

南本：関ブロの発表はどうするか。

矢野：発表自体は理事会の承認を得ている。ただし、発表者の参加費等は立て替えて、審議の後に検討する。参加者に対しても必ずしも参加費等を抛出してもらえるかはわからないという前提にしてある。

田口：前例はどうなっているのか。

細井：前例はない。

清宮：参加費は個人のポイントが付与されるので自費でも良いと思うが。交通費は上限を設けるべきかと。研究助成事業は今後も増えていくことが予測される為、規定はしっかりするべき。

矢野：多くの意見をまとめて再度提示します。

《計画内審議》

なし

《報告事項》

三役活動報告

別資料にて報告があった。

サイボウズ審議

別資料にて報告があった。

平成 28 年度（平成 29 年 3 月卒業）養成校県内就職者数調査結果

水田副会長より報告があった。調査内容をどのように活用していくかについて、今後サイボウズにて審議していくこととなった。

スポリハ部費の経過報告について

渡邊副会長より、スポリハ推進部の盗難報告について経過報告があった。

《その他》

日本理学療法士協会「士会組織強化委員会」との意見交換会について

・水田副会長より、上記内容について案内があった。

士会組織強化・管理者ネットワークについては細井副会長・水田副会長、地域包括ケア推進状況について岡持副会長を中心に意見交換をして頂く予定となった。

・矢野学術局長より

近年、論文投稿数が増えており、査読者と投稿者間のやりとりで電子メールを使用しているが、職場の電子メールの使用では匿名の意図が薄れてしまう実情があり、査読システムの導入が可能か打診を受けているとの報告があった。11月の拡大理事会にて議題として提示し検討していくこととなった。

・本宮財務局長より

以前の会議にて、弁当代をクオカードで支払っていることがあった。税理士に確認したところ、会議の際の弁当代等の食事代は福利厚生にあたるが、クオカードや現金での支給となると給与に当たると返答があった。その為、日当に含めて支給した方が無難ではないかとアドバイスがあったとの報告があった。

・渡邊副会長より

日当について、規定を確認したところ、「部員」でなく「会員」と明記されていた。部によっては会員外にも日当を支払うなど、統一が出来ていない為、再度規定に倣って統一すべきでないかと提案があった。今後、規定変更案を提示した上で、拡大理事会にて審議していくこととなった。

・原田広報局長より

現在、各部・事業の報告を facebook または県士会のホームページにて報告しているが、運用がうまくいっていない実情がある。そこで報告書に合わせて、写真と簡単なサマリーを記載してホームページへアップしていく方法にしていきたいとの提案があった。合わせて、岡持副会長より各部の部員を募集できるようにしていきたいとの意見も上がった。

・南本会長より

議事運営会議の積極的活用、通常理事会へも招集メンバー以外の見学についての提案があった。議事運営会議の活用については、サイボウズ審議でスムーズに審議が進まないような事項等を事前に検討し次

の理事会で結果が出せるようにし先延ばしにならないようにしていきたい。後身育成の観点からも理事会の見学をしてもらっていいと考えている。

参加や見学に関して事前の申請、守秘義務等は厳守していただく。

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印